

世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

【2023（令和5）年度～2030（令和12）年度】

素案

（概要版）

世田谷区

1 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

また、「気候変動適応法」第12条に基づき、区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための「地域気候変動適応計画」を兼ねる計画として策定します。

主な関連法令及び計画との関係については、下図のとおりです。

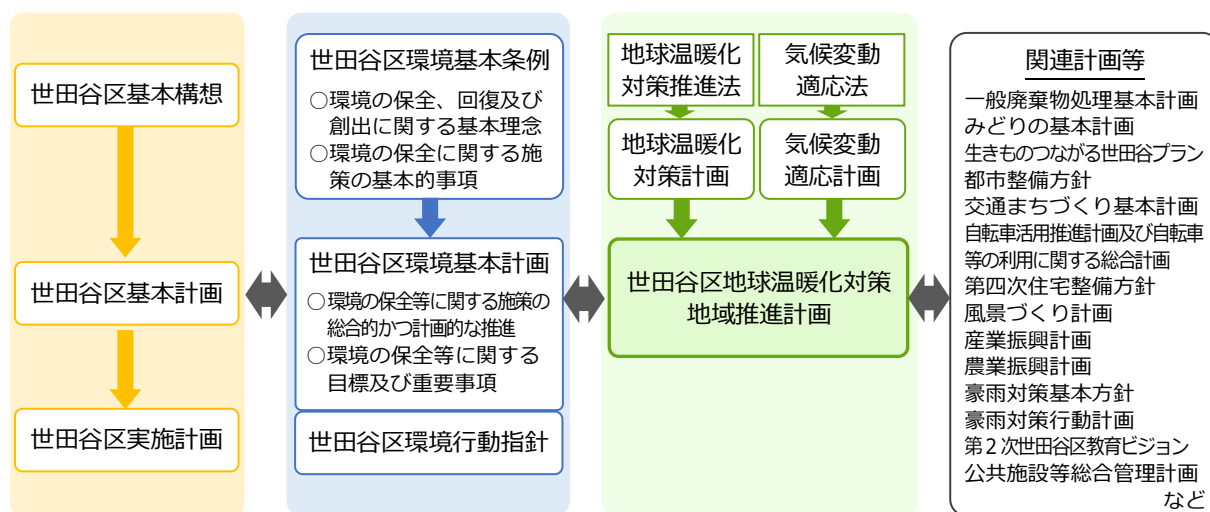


図 計画の位置づけ

2 計画の実行主体と役割

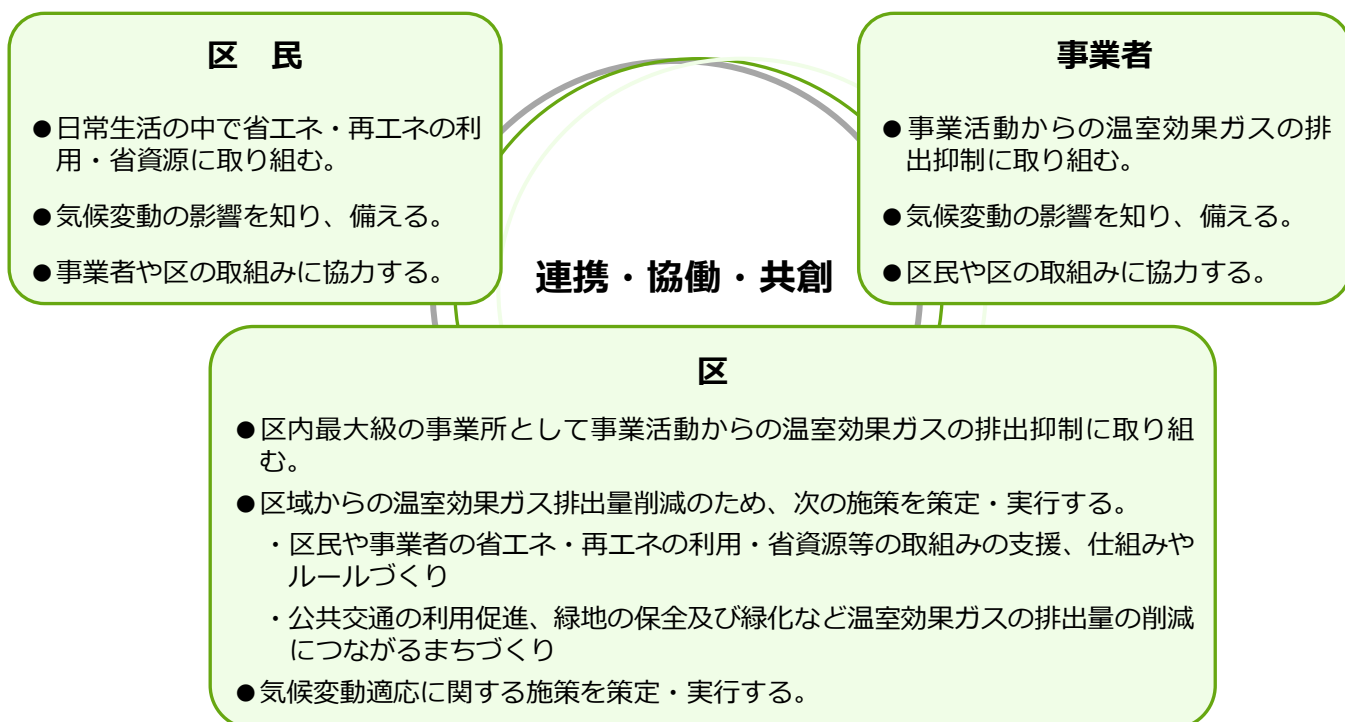


図 計画の実行主体と役割

3 世田谷区のめざす将来像

(案)

～小さなエネルギーとまちのみどりで豊かに暮らし
脱炭素につながるまち せたがや

調整中

4 温室効果ガスの削減目標

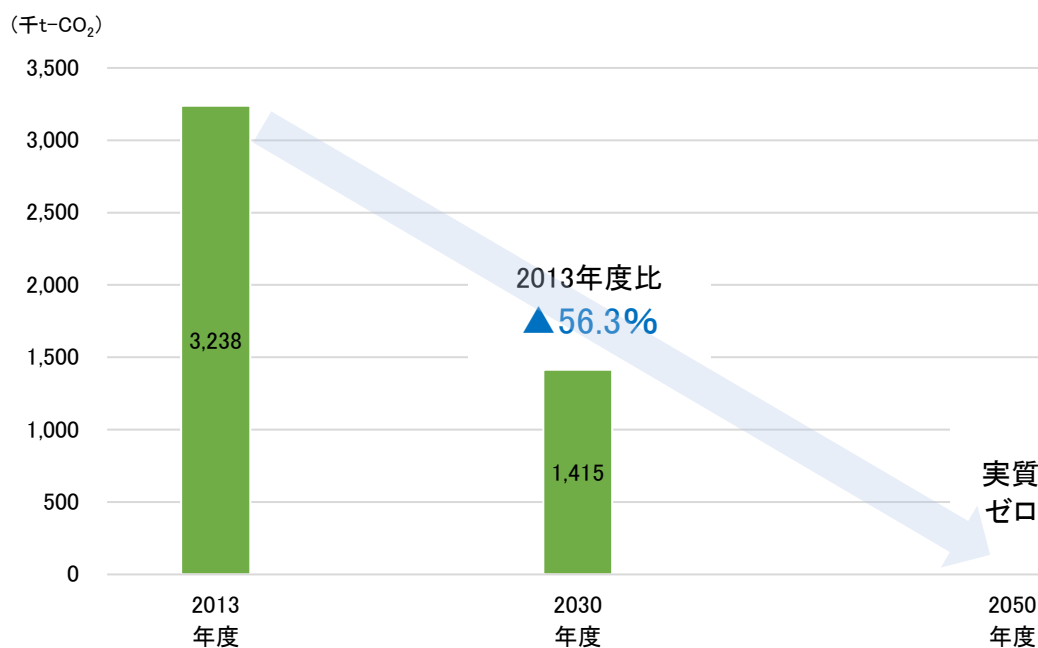
(1) 長期目標

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにします
さらなる挑戦として、2045年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ
をめざします

調整中

気候危機の危機的状況を脱し、次世代に良好な環境を引き継いでいくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにします。

さらに、よりよい未来を築くため、2045年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを達成することをめざします。

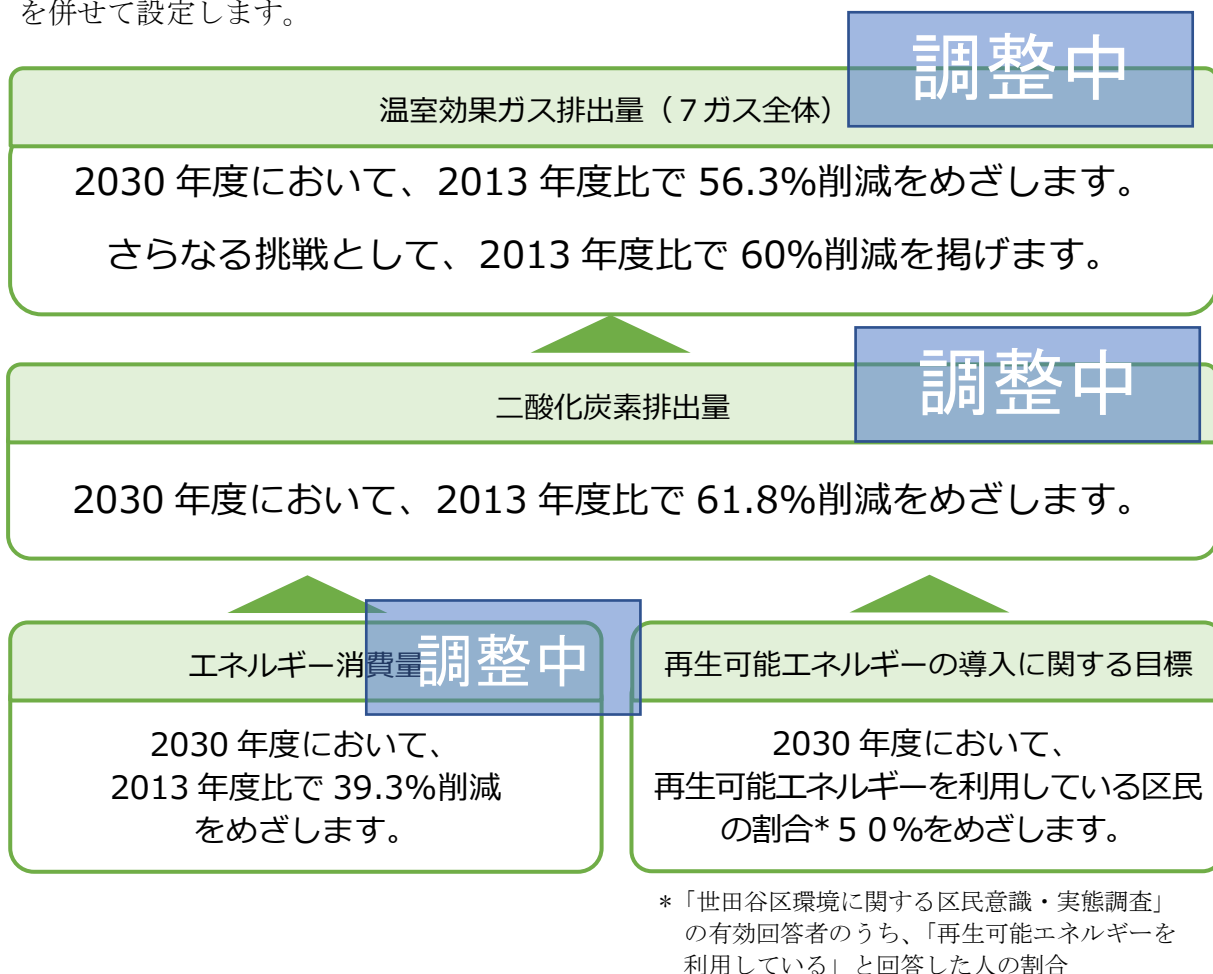


(2) 中期目標

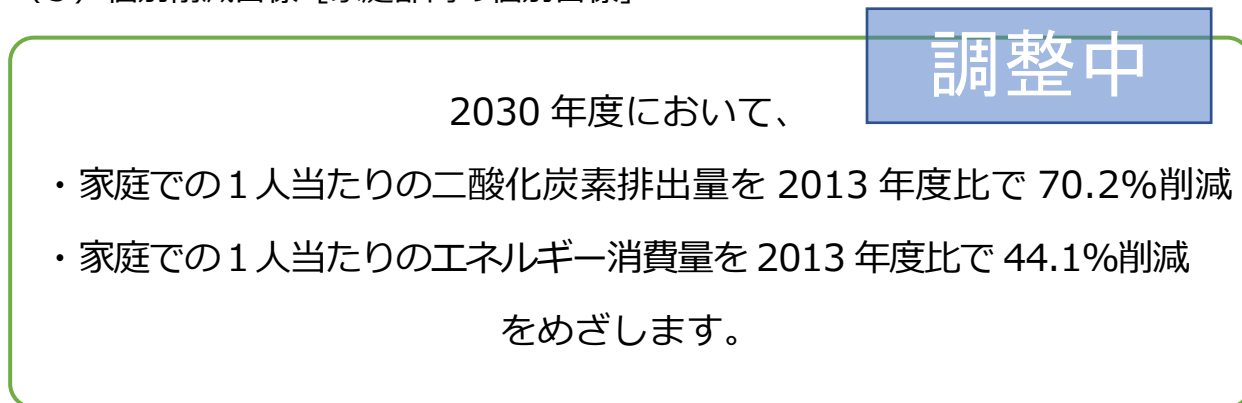
国や都が示す 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標を踏まえ、2030 年度の世田谷区における温室効果ガス排出量の将来予測に、電力排出係数の改善、現時点で想定し得る国等による対策効果、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を積み上げ、さらに、区が独自に追加し実施する対策の効果を加えて、2013 年度比 56.3%の削減をめざします。

さらに、野心的な目標として、2013 年度比 60%の削減を掲げます。

また、その達成に向け、区民や事業者の取組みの努力が反映される二酸化炭素排出量の削減目標を掲げるとともに、エネルギー消費量、再生可能エネルギーの利用に関する目標を併せて設定します。

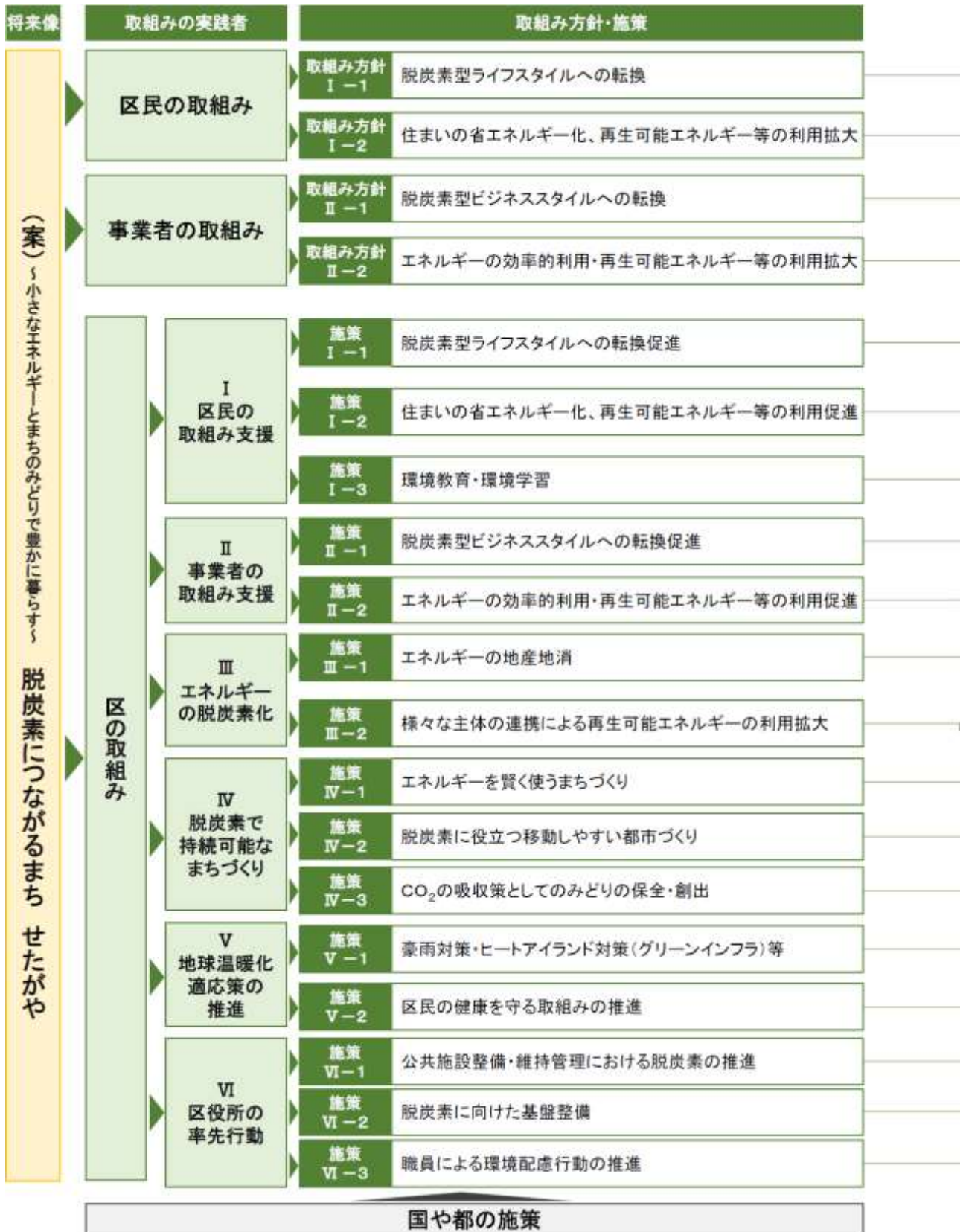


(3) 個別削減目標 [家庭部門の個別目標]



5 施策体系

区のめざす将来像の実現と、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、区民、事業者、区等のそれぞれが、主体的に地球温暖化の緩和と適応に向けた取組みを進めます。区は、施策の推進を通じて区民、事業者等の行動を支え、気候危機に力を合わせて行動していきます。



取組み	CO ₂ 削減量(千t-CO ₂)		関連するSDGs
	国・都府県の対策 (注1)	区の独自の対策 (注2)	
① 省エネルギー行動の実践 ② 脱炭素に役立つ様々な活動の実践 ③ 気候変動への適応	7.1 ^{*1}	1.8 ^{*0}	
① 住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入 ② 再生可能エネルギーの導入 ③ みどり豊かな住まいづくり等	283.3 ^{*1}	140.1 ^{*7}	
① 省エネルギー行動の実践 ② 脱炭素に役立つ様々な活動の実践 ③ 気候変動への適応	0.4 ^{*1}	*6. 9に含む	
① 建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入 ② 再生可能エネルギーの導入 ③ 事業所の緑化等	109.1 ^{*4}	41.0 ^{*8}	
① 脱炭素に役立つライフスタイルに関する情報発信 ② 見える化等を活用した省エネルギー行動の支援 ③ ごみの発生抑制への支援 ④ 地域団体等の活動支援・協働	*1. 5に含む	*6. 9に含む	
① 住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進 ② 再生可能エネルギーの導入促進 ③ みどり豊かな住まいづくり等の促進 ④ 脱炭素に役立つ住宅に関する普及啓発	*2に含む	*7に含む	
① 気候危機を担う次世代の人材育成 ② 学校等における環境教育・環境学習 ③ 環境意識の醸成	*11に含む	—	
① 脱炭素に役立つ事業活動や働き方の促進 ② 見える化等を活用した省エネルギー行動の支援 ③ ごみの発生抑制への支援	*3. 5に含む	*9に含む	
① 建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進 ② 再生可能エネルギーの導入促進 ③ 事業所緑化等の促進	*4に含む	*8に含む	
① 再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発 ② 再生可能エネルギーの地産地消の拡大 ③ 開発事業等に伴う再生可能エネルギーの導入促進 ④ 水素エネルギーの普及啓発	*2. 4に含む	*7. 4に含む	
① 自治体間ネットワークの構築 ② 再生可能エネルギーの導入促進	*2. 4に含む	*7. 4に含む	
① エネルギーを賢く使うまちづくり	*2. 4に含む	—	
① 公共交通の利用環境の整備 ② ウォーカブルなまちづくり・自転車利用の促進 ③ 環境に負荷をかけない自動車利用の促進とZEVのインフラ整備 ④ 脱炭素に役立つ交通に関する区民への普及啓発	112.0 ^{*3}	50.8 ^{*9}	
① 街づくりを通じたみどりの保全・創出と公園・緑地の整備(カーボンオフセット) ② 農地の保全・活用			
① 豪雨対策、風水害対策の推進 ② ヒートアイランド対策の推進			
① 熱中症対策の推進 ② 感染症予防に関する普及啓発			
① 公共施設の整備(新築・改築)における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入 ② 公共施設の維持管理における省エネルギー化・再生可能エネルギー設備の導入 ③ 公共施設の緑化・ヒートアイランド対策・水循環の推進 ④ 環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な本庁舎等整備	*4に含む	—	
① 再生可能エネルギー電力の導入 ② 公用車のZEV化 ③ DXの推進	*5に含む	—	
① 職員への意識啓発 ② 職員の行動推進	*3に含む	—	
(注1) 国や東京都と区が連携・協働して実施する対策 (注2) 区が独自に追加し実施する対策	小計	511.9 233.7	
	合計	745.6	

6 区民の取組みと区の施策

区民の主な取組み		区の主な施策・取組み	
脱炭素型ライフスタイルへの転換促進	①省エネルギー行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー行動の実践 ○エネルギー消費量の「見える化」 ○自転車、公共交通、カーシェアリングの利用 ○自家用車買い替え時のZEV選択 ○近隣で採れた農産物、旬の食材利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○脱炭素に役立つライフスタイルに関する情報発信【本編 p. 56】 ○見える化等を活用した省エネルギー行動の支援【本編 p. 56】 ○公共交通の利用環境の整備【本編 p. 68】 ○ウォークアブルなまちづくり・自転車利用の促進【本編 p. 68】 ○環境に負荷をかけない自動車利用の促進とZEVのインフラ整備【本編 p. 68】 ○農地の保全・活用【本編 p. 69】
	②脱炭素に役立つ様々な活動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ○環境情報の収集 ○環境学習や環境保全活動への参加 ○エシカル消費の実践 ○持続可能な社会の形成に役立つ投資、基金への寄附 ○ごみを発生させない消費行動実践 ○食品ロスの削減、生ごみの減量 ○資源とごみの分別の徹底 ○資源回収への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○気候危機を担う次世代の人材育成【本編 p. 59】 ○学校等における環境教育・環境学習【本編 p. 59】 ○環境意識の醸成【本編 p. 59】 ○ごみ発生抑制への支援【本編 p. 56】 ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じた普及啓発 ・ごみの発生抑制に関する普及啓発と取組支援
	③気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防対策 ○生物が媒介する感染症の情報収集 ○ハザードマップを活用した水害への備え 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症対策の推進【本編 p. 70】 ○感染症予防に関する普及啓発【本編 p. 71】 ○豪雨対策、風水害対策の推進【本編 p. 70】 ○ヒートアイランド対策の推進【本編 p. 70】
住まいの省エネルギー化、エネルギー等の利用拡大	①住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ住宅、ZEH等の建築 ○建物の断熱化、省エネ性能向上 ○HEMSの利用 ○断熱性の優れた住宅の選択 ○省エネルギー診断の実施 ○高効率で環境性能の高い機器等を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいの省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進【本編 p. 57】 ・環境配慮型住宅リノベーション推進事業 ○脱炭素に役立つ住宅に関する普及啓発【本編 p. 57】 ・各種支援制度に関する情報提供
	②再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○せたがや版RE100への賛同と再生可能エネルギーの利用拡大 ○太陽光発電、太陽熱利用設備等導入 ○再生可能エネルギー由来の電力メニュープランの選択 	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入促進【本編 p. 57】 ・せたがや版RE100の普及促進 ・環境配慮型住宅リノベーション推進事業 ・再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入支援 ○再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発【本編 p. 63】 ○再生可能エネルギーの地産地消の拡大【本編 p. 63】 ○開発事業等に伴う再生可能エネルギーの導入促進【本編 p. 63】 ○水素エネルギーの普及啓発【本編 p. 63】 ○エネルギーを賢く使うまちづくり【本編 p. 65】
	③みどり豊かな住まいづくり等	<ul style="list-style-type: none"> ○建物・敷地の緑化 ○構造材、内装や家具への国産木材の活用 ○雨水貯留浸透施設、雨庭の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○みどり豊かな住まいづくり等の促進【本編 p. 57】 ・緑化助成 ○豪雨対策、風水害対策の推進〔再掲〕【本編 p. 70】

7 事業者の取組みと区の施策

事業者の主な取組み		区の主な施策・取組み
脱炭素型ビジネススタイルへの転換	①省エネルギー行動の実践 ○環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換、省エネルギー行動の実践 ○エネルギー消費量の「見える化」 ○業務における公共交通、自転車、カーシェアリング、ZEVの利用 ○環境マネジメントシステムの運用	○脱炭素に役立つ事業活動や働き方の促進【本編 p. 61】 ○見える化等を活用した継続的な省エネルギー行動の支援【本編 p. 61】 ○公共交通の利用環境の整備〔再掲〕【本編 p. 68】 ◀ ○ウォークアブルなまちづくり・自転車利用の促進〔再掲〕【本編 p. 68】 ○環境に負荷をかけない自動車利用の促進とZEVのインフラ整備〔再掲〕【本編 p. 68】 ○脱炭素に役立つ事業活動や働き方の促進〔再掲〕【本編 p. 61】
	②脱炭素に役立つ様々な活動の実践 ○職場における環境教育の実施 ○働き方改革の推進 ○事業活動に関わる環境情報の提供 ○エンカル消費に配慮した商品・サービスの購入・販売・提供 ○ESGに配慮した経営 ○ごみの発生抑制 ○プラスチック使用量の削減 ○食品ロスの削減 ○事業系リサイクルシステムの利用 ○店舗等での資源回収への協力	○脱炭素に役立つ事業活動や働き方の促進〔再掲〕【本編 p. 61】 ・脱炭素化に役立つサービス提供など、脱炭素型のビジネスの推進 ○ごみ発生抑制への支援【本編 p. 61】 ◀ ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じた普及啓発 ・2Rに関する普及促進 ・せたがやエコフレンドリーショップ（食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む小売店や飲食店で認証された店舗）の利用促進
	③気候変動への適応 ○職場の熱中症予防 ○気温上昇等の影響を考慮した商品開発、販売戦略 ○ハザードマップによるリスクの確認、業務継続計画の策定	○熱中症対策の推進〔再掲〕【本編 p. 70】 ◀ ○ヒートアイランド対策の推進〔再掲〕【本編 p. 70】
大 エネルギーの効率的利用・再生可能エネルギー等の利用	①建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入 ○建物のZEBの実現 ○建物の断熱化、省エネ性能向上 ○BEMSの利用 ○高効率で環境性能の高い機器等の導入 ○業務用・産業用燃料電池の導入	○建物の省エネルギー化・省エネルギー機器の導入促進【本編 p. 62】 ◀ ・既存建築物の省エネ改修 ・事業所のZEBの実現に向けた促進策の検討 ・省エネ診断、エコ・チューニングの普及推進 ・省エネルギー設備・機器の導入支援
	②再生可能エネルギーの導入 ○せたがや版RE100への賛同と再生可能エネルギーの利用拡大 ○太陽光発電、太陽熱利用設備等導入 ○再生可能エネルギー由来の電力メニュープランの選択 ○省エネや再生可能エネルギーの利用に役立つなど公益に寄与できる製品やサービスの開発、普及	○再生可能エネルギーの導入促進【本編 p. 62】 ・せたがや版RE100の普及促進 ○再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発〔再掲〕【本編 p. 63】 ◀ ○再生可能エネルギーの地産地消の拡大〔再掲〕【本編 p. 63】 ○開発事業等に伴う再生可能エネルギーの導入促進〔再掲〕【本編 p. 63】 ○水素エネルギーの普及啓発〔再掲〕【本編 p. 63】 ○エネルギーを賢く使うまちづくり〔再掲〕【本編 p. 65】
	③事業所等の緑化 ○建物・敷地の緑化 ○構造材、内装や家具への国産木材の活用	○事業所緑化等の促進〔再掲〕【本編 p. 62】 ◀ ・緑化助成 ・環境配慮制度を活用した緑化の誘導 ・民間施設における国産木材利用促進

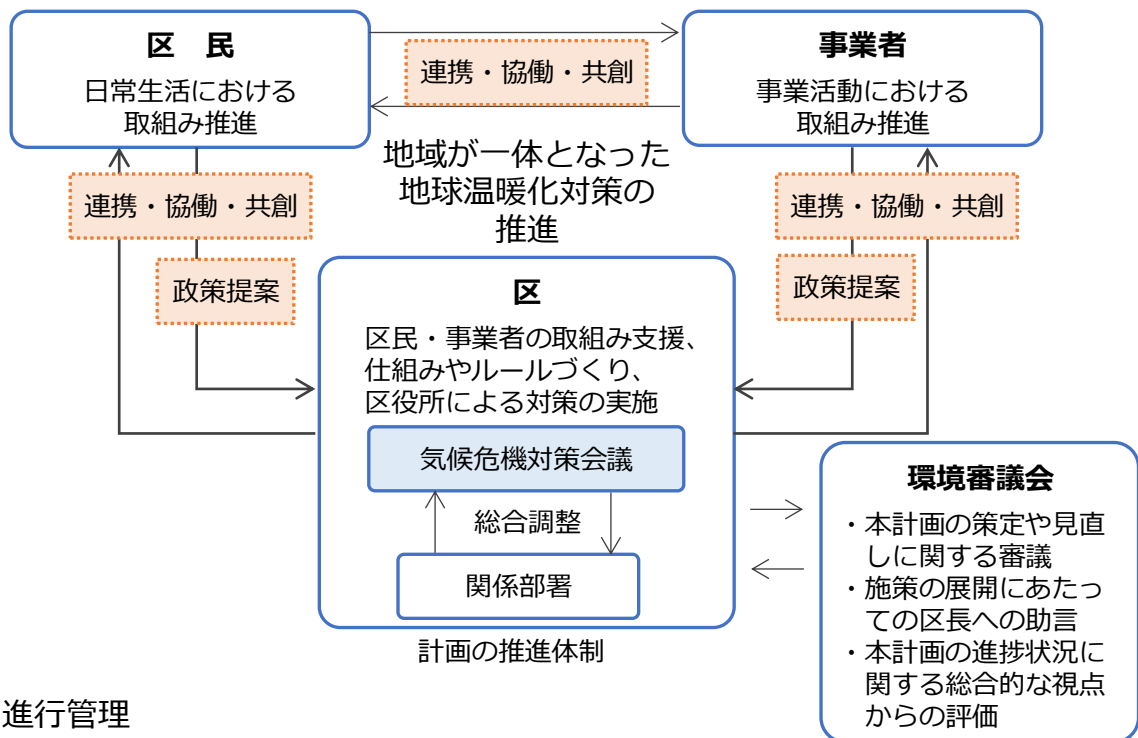
8 区役所の率先行動

1	公共施設整備・維持管理における脱炭素の推進
2	脱炭素に向けた基盤整備
3	職員による環境配慮行動の推進

9 推進体制及び進捗管理

(1) 推進体制

区民・事業者と区が連携・協働・共創し、地域が一体となって地球温暖化対策を進めます。



(2) 進捗管理

目標の達成に向け、対策の主体である区民、事業者、区がそれぞれ実施状況を適切に把握しながら、計画の立案 (Plan)、取組みの実行 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) を継続していきます。

